

質疑（太田雅久委員）	16
答弁（林 英彦監査事務局長）	16
質疑（太田雅久委員）	17
質疑（斎藤泰紀委員）	17
答弁（南 洋介延命化担当課長）	17
質疑（斎藤泰紀委員）	18
答弁（南 洋介延命化担当課長）	18
質疑（斎藤泰紀委員）	18
答弁（南 洋介延命化担当課長）	19
答弁（大久保一成総務部長）	19
採決	20
閉会	21

平成28年

東京二十三区清掃一部事務組合議会予算特別委員会

1 期 日 平成28年2月23日(火)

2 場 所 東京区政会館 202・203会議室

3 出席委員(18名)

- | | | |
|-----|------|--------|
| 1番 | 千代田区 | 戸張孝次郎 |
| 2番 | 中央区 | 鈴木久雄 |
| 3番 | 港区 | うかい雅彦 |
| 4番 | 新宿区 | 下村治生 |
| 5番 | 文京区 | 白石英行 |
| 6番 | 台東区 | 太田雅久 |
| 7番 | 北区 | やまだ加奈子 |
| 8番 | 荒川区 | 斎藤泰紀 |
| 10番 | 目黒区 | 田島けんじ |
| 11番 | 大田区 | 松原茂登樹 |
| 13番 | 渋谷区 | 木村正義 |
| 15番 | 杉並区 | はなし俊郎 |
| 17番 | 板橋区 | 杉田ひろし |
| 18番 | 練馬区 | かしわざき強 |
| 19番 | 墨田区 | 樋口敏郎 |
| 20番 | 江東区 | 山本香代子 |
| 21番 | 足立区 | 高山のぶゆき |
| 22番 | 葛飾区 | 安西俊一 |

4 欠席委員(5名)

- | | | |
|-----|------|--------|
| 9番 | 品川区 | 大沢真一 |
| 12番 | 世田谷区 | 上島よしもり |
| 14番 | 中野区 | 北原ともあき |
| 16番 | 豊島区 | 村上宇一 |
| 23番 | 江戸川区 | 福本光浩 |

5 出席説明員

- | | |
|------|-------|
| 管理者 | 西川太一郎 |
| 副管理者 | 武井雅昭 |

副管理者	佐藤良美
監査委員	本間敏明
総務部長	大久保一成
総務部担当部長（総務課長事務取扱）	中尾正巳
総務部担当部長（企画室長事務取扱）	浅川勝男
清掃事業国際協力室長	山崎廣孝
施設管理部長	井上隆
処理技術担当部長	大塚好夫
建設部長	中村浩平
計画推進担当部長	野村浩司
経営改革担当課長（監理調整担当課長兼務）	古舘陽
職員課長	小林孝
財政課長	藤田和哉
清掃事業国際協力課長	神野美和
管理課長	佐々木正
技術課長	塚越浩
施設課長	加藤徹也
計画推進課長	今井正美
監査事務局長	林英彦
延命化担当課長	南洋介

6 出席議会事務局職員

事務局長	内野陽
事務局次長	堀井一雄
書記	山本晶子
同	天里敬二

7 傍聴人 3名

8 議題

（1）正副委員長の互選

（2）議案審査

①議案第 2号 平成28年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会予算

②議案第 3号 平成28年度東京二十三区清掃一部事務組合経費分担金

について

(3) その他

開 会（午後 2 時 5 5 分）

○内野 陽議会議務局長 事務局から申し上げます。本委員会は、予算特別委員の選任後、初めての委員会ですので、委員会条例第 6 条第 2 項の規定により、葛飾区の安西俊一委員に臨時委員長をお願いいたします。

○安西俊一臨時委員長 葛飾区の安西でございます。委員会条例第 6 条第 2 項の規定に基づき、臨時委員長の職務を行います。よろしく願いをいたします。

ただいまから、予算特別委員会を開会いたします。

初めに、傍聴の許可についてお諮りいたします。

傍聴人から当委員会の傍聴の申し出がありますので、これを許可したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○安西俊一臨時委員長 御異議なしと認め、傍聴を許可することといたします。

本日の議題は、お手元に配付の日程のとおりです。

なお、本日の御出席は、18名となっております。

これより議題に入ります。1、正副委員長の互選を議題といたします。

正副委員長の互選は、指名推選の方法により行いたいと思います。

これに御異議ありませんか

〔「異議なし」の声あり〕

○安西俊一臨時委員長 御異議なしと認めます。

よって、正副委員長の互選は、指名推選の方法により行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

正副委員長の指名は、臨時委員長から行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○安西俊一臨時委員長 御異議なしと認め、臨時委員長から正副委員長を指名することに決定いたしました。

委員長には、北区のやまだ加奈子委員を、副委員長には、練馬区のかしわざき強委員を指名いたします。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○安西俊一臨時委員長 御異議なしと認め、指名のとおり決定いたしました。

それでは、やまだ委員長には、座席の移動をしていただきます。

〔委員長 着席〕

○やまだ加奈子委員長 委員長に御推挙いただきましたやまだでございます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、議事を進行いたします。

2、議案審査に入ります。

議案第2号、平成28年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計予算及び議案第3号、平成28年度東京二十三区清掃一部事務組合経費分担金についてを一括議題といたします。

審査方法につきましては、一括して説明を受けた後、一括して質疑、意見を行うことといたします。

それでは、理事者の説明を求めます。

○大久保一成総務部長 私からは、平成28年度一般会計予算全般にわたる総括説明と、総務部所管の予算につきまして御説明をさせていただきます。

まず、総括説明を行います。

平成28年度当初予算の編成に当たりましては、一般廃棄物処理基本計画の着実な実施、安全かつ安定的な廃棄物の中間処理の更なる推進、これまで培ってまいりました技術や英知を結集し、新たな課題に取り組むことを基本的な考えとして編成をいたしました。

それでは、議案として送付いたしました冊子のうち、平成28年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計予算の冊子をごらんいただきたいと思います。

3ページをお開きください。こちらは、予算総則ということになります。第1条、歳入歳出予算の総額でございますが、総額を692億5,600万円と定めております。前年度に比べまして、22億500万円、3.1%の減でございます。

第2条、債務負担行為でございます。こちらは、6ページをお開きいただきたいと思います。6ページ、こちらの上の表のとおり、第2表、債務負担行為の表のとおり、5件に関わります債務負担行為の期間、限度額等を定めております。

また、総則の第3条、組合債では、同じく6ページ、第3表のとおり、杉並清掃工場建設事業に関わります組合債の限度額などをそれぞれ定めております。

3ページにお戻りいただきまして、第4条、一時借入金でございます。こちらは、最高額を100億円と定めるものでございます。

中身に入りまして、10ページ、11ページをお開きください。

こちらは、総括でございますが、まず、左側が歳入の総括でございます。主なものにつきまして御説明をいたします。

第1款分担金及び負担金でございます。こちらは、エネルギー売払収入の大幅な減がある中で、財政規模全体が3.1%縮小したことなどを含め、特別区から分担金の抑制に努めました結果、総額314億5,000万円、対前年度、つまり、対27年度予算と比べまして11億5,000万円、3.5%減額しております。

第2款使用料及び手数料でございます。こちらでございますが、廃棄物処理手数料におきまして、持込ごみ量の減などによりまして、151億600万6,000円、対前年度6,336万2,000円、0.4%の減となっております。

第3款国庫支出金でございますが、清掃工場の建設に係る循環型社会形成推進交付金が、建替工事の進捗状況により増額となることから、49億4,713万9,000円、前年度と比べまして21億268万円、率で73.9%の増となっております。

第8款諸収入は、売電単価の下落によるエネルギー売払収入の減などによりまして、102億1,669万3,000円、対前年度18億6,392万8,000円、率で15.4%の減となっております。

第9款は、組合債で、杉並清掃工場の建替工事に係る建設事業債でございます。53億4,200万円、対前年度1億300万円、率で1.9%の減となっております。

続きまして、右側のページ、11ページ、歳出でございます。主なものを御説明いたします。

第3款清掃費でございます。こちらは、清掃工場などの管理運営に係る経費でございます。灰溶融処理施設の段階的休止などによりまして、清掃工場の光熱水費や灰溶融運転管理委託費が減となります。清掃工場の建設

費では、練馬清掃工場建替工事が27年度で終了する一方、杉並清掃工場の建替工場の規模が、今後、拡大していくということなどによりまして、清掃費全体で606億3,209万3,000円、対前年度10億1,947万円、1.7%の増となっております。

第4款、こちらは、公債費でございますが、定時償還の進捗によりまして、35億9,655万8,000円、対前年度32億4,048万円、率では47.4%の減となっております。

以上が総括説明でございます。

続きまして、総務部所管の予算につきまして御説明いたします。

そのまま11ページをごらんいただきまして、第2款総務費でございます。総務費の予算額は46億9,670万円で、前年度と比べ1,027万5,000円、0.2%の増でございます。

事業の主なものを御説明させていただきます。42ページ、43ページをお開きください。

お開きいただきまして、右側43ページの説明欄の中ほどに、事業番号1、企画・技術管理とございます。こちらは、清掃一組の事業及び運営に係る計画の進行管理などに要する経費でございます。予算額は、3,552万4,000円となっております。

次に、一番下、事業番号3、清掃事業国際協力でございます。こちらは、廃棄物処理に関する国際的な協力、支援等に要する経費でございます。予算額は、4,085万1,000円でございます。

以上、総括説明と総務部所管の説明を終わらせていただきます。

○井上 隆施設管理部長 続きまして、私から、施設管理部所管に係る分につきまして御説明いたします。

まず初めに、歳入から御説明いたします。恐れ入りますが、引き続き同冊子の16、17ページをお開きください。

第2款使用料及び手数料、第2項手数料、第2目清掃手数料のうち、第2節廃棄物処理手数料の予算額は150億9,980万9,000円で、前年度と比べ6,252万円、0.4%の減でございます。これは、ごみの計画総量の減少傾向に合わせて、持込ごみ量も減となる見込みによるものでございます。

続きまして、28ページ、29ページをお開きください。

第8款諸収入、第4項雑入、ページ中ほどの第4目エネルギー売払収入の予算額は、91億5,142万5,000円で、前年度と比べ、13億5,143万2,000円、12.9%の減でございます。これは、電力自由化等に伴う売電単価の低下によるものでございます。

続きまして、歳出について御説明いたします。

恐れ入りますが、48、49ページをお開きください。

第3款清掃費、第1項清掃費、下段の、第2目ごみ焼却費の予算額は、291億7,079万9,000円で、前年度と比べ、7億4,772万7,000円、2.5%の減でございます。これは、板橋清掃工場の灰溶融処理施設の休止などによるものでございます。

右側のページ、説明欄、下段の事業1、焼却作業管理は、可燃ごみの焼却処理に要する経費で、予算額は、72億7,286万1,000円でございます。前年度と比べ5.9%の減で、主な要因は、灰溶融処理施設の休止に伴う光熱水費等の減によるものでございます。

1枚おめくりいただき、50ページ、51ページをごらんください。

右側のページ説明欄、上段の事業2、焼却技術管理は、工業用薬品の購入や環境測定などの委託に要する経費で、予算額は、39億4,756万1,000円でございます。前年度と比べ2.7%の増で、主な要因は、光が丘清掃工場の解体前清掃を実施することによるものでございます。

その下、事業3、焼却施設管理は、オーバーホール等補修工事、運転管理等業務委託などに要する経費で、予算額は、167億7,947万2,000円でございます。前年度と比べ2.2%の減で、主な要因は、板橋清掃工場の灰溶融処理の休止に伴う運転管理業務委託の経費の減によるものでございます。

1枚、おめくりいただき、52、53ページをごらんください。

第3目不燃・粗大ごみ処理費の予算額は65億7,158万8,000円でございます。前年度と比べ、3,841万2,000円、0.6%の増でございます。これは、破碎した粗大ごみを焼却処理する破碎ごみ処理施設の休止に伴い、運転管理業務委託の経費が減となる一方、破碎ごみを清掃工場焼却処理するために、運搬経費が増となることなどによるものでございます。

続きまして、60ページ、61ページをお開きください。右ページ、説

明欄、下段にごございます2、清掃工場の施設整備が、施設管理部の所管する既設の清掃工場の施設整備に係る経費で、予算額は、18億7,910万2,000円でございます。前年度と比べ、7.6%の減で、主な要因は、灰溶融処理休止に伴う改造工事が終了したことによるものでございます。

1枚おめくりいただき、62、63ページをごらんください。

左ページの中ほど、第2目不燃・粗大ごみ処理施設整備費の予算額は、3億2,626万6,000円で、前年度と比べ2,232万8,000円、6.4%の減でございます。これは、京浜島不燃ごみ処理施設の整備工事費が減となる一方、粗大ごみ処理施設の整備工事費が増となることなどによるものでございます。

以上で、施設管理部所管の説明を終わります。

○中村浩平建設部長 それでは、私から、建設部所管の主なものについて御説明いたします。まず、歳入から御説明いたします。引き続き同冊子の18、19ページをお開き願います。

第3款国庫支出金、第1項国庫補助金、第1目清掃費国庫補助金のうち第1節循環型社会形成推進交付金でございます。

予算額は49億3,444万2,000円、前年度と比べ21億274万6,000円、74.3%の増でございます。これは、清掃工場の建設等を対象とした交付金で、平成28年度は杉並清掃工場、光が丘清掃工場、江戸川清掃工場の建替工事が対象となっております。

次に、歳出について御説明いたします。60、61ページをお開き願います。

第3款清掃費、第2項施設整備費、第1目清掃工場整備費でございます。右のページの説明欄をごらんください。

清掃工場の建設に要する経費は、117億4,826万5,000円、前年度と比べ16億8,808万7,000円、16.8%の増でございます。平成27年度に練馬清掃工場がしゅん工いたしました。平成28年度は、杉並清掃工場が建築本体、プラント設備の工事がピークになると、光が丘清掃工場の工事を着工し、あわせて江戸川清掃工場の建替準備に着手することから、建設費全体として増となっております。

内訳では、右のページでございますが、事業2、練馬清掃工場は、

1, 377万円で、工場稼働後の環境影響事後調査に係る経費を計上して
ございます。

事業3、杉並清掃工場は、107億8,051万7,000円、前年度
と比べて53億86万6,000円、96.7%の増でございます。平成
29年度しゅん工に向けて、建替工事の進捗から増となっております。

事業4、光が丘清掃工場は、7億7,015万円で新規計上となってお
ります。平成28年度から解体工事、実施設計が始まり、平成32年度の
しゅん工を予定しております。

事業5、江戸川清掃工場は、1億5,170万2,000円で、新規計
上となっております。平成28年度は、整備事業計画策定のため、調査委
託等に係る経費を計上し、平成32年度の工事着工を計画しております。

以上で、建設部所管の説明を終わります。

○やまだ加奈子委員長 理事者の説明は終わりました。これより質疑、意見に入りま
す。

委員の皆様をお願いいたします。発言に際しては、質問する該当箇所、
すなわち資料名、掲載ページ、項目等を明確にし、質疑を終了する際には、
質疑を終わる旨の発言をお願いします。

次に、理事者の皆様をお願いいたします。答弁の際には、職名を明確に
述べていただき、簡潔で明瞭な答弁をお願いいたします。

また、委員会の終了時間の目安は、午後4時過ぎ頃を考えておりますの
で、円滑な会議の運営に御協力をお願いいたします。

それでは、本日の質疑、意見のある方は、ここで挙手をお願いいたしま
す。

ただいま、2名の方の挙手がありました。

では、まず、杉田委員。

○杉田ひろし委員 板橋区の杉田でございます。ページの14ページ、特別区分担金
についてお伺いをさせていただきたいと思っております。

先ほど、資料として平成28年度予算のあらましということで、資料番
号1の資料でございますけれども、こちらのほうにも、2ページに記載が
ありますけれども、中段から下のほうでございます。

特別区分担金につきましては、314億5,000万円で、対前年度、
11億5,000万円、3.5%の減ということでありまして、これは、

財政規模の縮小と併せて財政調整基金を活用し、特別区分担金の減額に努めた結果ということで記載があります。

そして、また、もうちょっと下に行きますと、平成27年度補正予算におきまして、先ほども審査いたしましたけれども、歳入の決算見込額、歳出の不用額などを精査して、今後の財源対策を図るため66億3,400万円を最終的に積み立てたということで、その積み立てた残高につきましては、この予算のあらましの7ページを見ますと、27年度は、311億2,500万円ということでございます。

そうしますと、まず最初に伺いたいのは、この財政調整基金の推移は、今しがた見ました7ページにありますけれども、この財政調整基金の考え方と申しましょうか、基金の適正な金額というものを想定されておられるのかどうか、まず最初に伺いたいと思います。

○藤田和哉財政課長 財政調整基金のあるべき姿という御質問でございます。

まず、財政調整基金でございますけれども、平成14年2月に財政調整基金の条例ということで設置をしてございます。その目的でございますけれども、財源調整、言いかえますと、特別区分担金の年度間での増減が大きくならないように、そういった調整をする調整弁として、その位置づけとして設置されたということでございます。

例えば、財政規模が大きくなりまして、何もしなければ特別区分担金が多額になるようなケースに、ここで財政調整基金の繰入を行って、そして、特別区分担金が大きくなり過ぎないように、そういった調整をするための基金でございます。

それで、このあるべき姿ということでございますけれども、我々としたしましては、昨年2月でございますけれども、経営計画というもので、平成32年度までの財政的な見通しというものを策定してございます。

その中で、平成30年度までは、特別区分担金の金額ですけれども、330億円を基本に設定するという考え方で整理してございます。

したがって、330億円の分担金になるように、それに合わせて、財政調整基金の金額を上げ下げするというところでございまして、言いかえれば、各年度の財政規模によって、その調整弁である繰入金金の枠は、増減してくるというものでございます。

以上でございます。

○杉田ひろし委員 ありがとうございます。

そうしますと、この28年度予算でいきますと、今しがたの財政調整基金が292億7,800万円ということで相なっております、ちょっと単純に伺いますと、こういった減額になった場合ですと、また、特別区分担金のほうには、どのような影響が28年度予算では想定されるか、お願いいたします。

○藤田和哉財政課長 資料1の7ページに、財政調整基金のペーパーが載っております。この資料1の7ページの真ん中中段に財政調整基金という、青みがあったところが年度の推移でございます、27年度で言いますと、311億2,500万円が、財政調整基金の年度末の残高見込みであるということでございます。

この金額でございますけれども、実は、経営計画上ですと、これより約15億円程度、もともとの計画上の数値でございますけれども、低い数字でございました。

ところが、27年度の財政調整基金の残高といたしましては、その計画を約15億円上回った311億2,500万円になったということでございます。

そこで、委員がお尋ねのそういった上積みされた金額をどのように還元するのかということでございますが、その上積みされた15億円につきましては、28年度、今回、審査いただいている分担金につきましては、約315億円ということでございますが、先ほど来申し上げました、もともとは、330億円というような計画でございましたけれども、そこで上積みされた部分を28年度の予算に反映して315億円にしたという経緯でございます。

以上でございます。

○太田雅久委員 じゃあ、まず、そこから質問をさせていただきますけれども、分担金、3.5%減ということで、これは、本当に各自治体としても、非常にうれしい話だと思います。

今、いろいろ御説明ありましたが、おおむね大体歳入の40%から50%ぐらいの間で平準化していこうという考えであるように思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○藤田和哉財政課長 今、委員がおっしゃったとおりでございます、我々としたし

ましては、昨年の2月の経営計画内でお示ししてございますけれども、平成32年度までは、45%から50%に行かないぐらいの間で推移するように、そのようなことで考えてございます。

かつては、これが50%を大きく超えるような時期もございましたけれども、昨今、売電収入の増だとか、いろいろな財政環境が異なっております。そういった部分を反映して、先ほど申し上げた45%台の後半の推移でおさまるよという考え方でございます。

以上でございます。

○太田雅久委員 工場建設で57%ぐらいになったり、あるいは、リサイクル法になって40%ぐらいに下がったりというような、こういう乱高下があったのですが、それで、平準化してもらうのは非常にありがたいのですが、これは、11億5,000万円マイナス。これは、平準化の中の数字からなのかもしれませんが、何とか数字の根拠はあるのかなど。それをやはりしっかりとした根拠規定みたいなものをぜひつくっていくべきではないかなと思っております。いかがでしょうか。

○藤田和哉財政課長 今回の314億5,000万円に分担金になった経過という、まず、1点目の御質問でございます。

今回、予算規模でございますけれども、692億5,600万円ということで、前年度比22億500万円、3.1%の減となった訳でございますが、一般論といたしましては、予算の規模が減になれば、分担金は減となる方向に向かいます。

2点目でございますけれども、今回の予算の構成比、45.4%でございますけれども、先ほど来、申し上げてございますけれども、経営計画の中の財政の見通しの中では、28年度は、45.4%と既に示されているものでございます。

したがって、我々として、今回の、予算規模、692億5,600万円に対しまして45.4%に、金額にいたしますと314億5,000万円となったという経過がございます。

もう1点、そういったものを規定、ルールづくりをされたらどうなのかというお話でございますが、先ほど来、申し上げました経営計画の財政見通しの話にもなってくるのですけれども、その策定に当たりましては、区の代表の方も交えながら、32年度までということにはなりますけれども、

分担金については、前半でございますけれども、330億円を基本にするという形で協議というか、検討を重ねて、そういったものに到達したというものでございまして、これをルールづくりというか、方程式のような形で幾らなら幾らでというような形にするのは、なかなか困難なことかと考えます。

以上です。

○太田雅久委員 そうすると、これに出ている数字だと、32年度には、48.7%ということではありますが、これを区の代表と試算しながら、その数字も、それで決めてきたという経緯なのですか。

○大久保一成総務部長 今のお尋ねでございますけれども、数値目標を立てるということについては、その目標に向かって努力をするという効果がある一方で、余りがちに数字を固めてしまいますと、今度は、財政の硬直化を招くという反面もございます。

そこで、どういう考えがあるのかということですが、余りいいかげんな、つまり目安もなくということではいけない。しかし、硬直化してもいけないという中で、私どもが、経営計画の中で定めましたのが、ある一定の幅で、いみじくも先ほど委員がおっしゃいましたとおり、歳入に占める特別区からの分担金の割合を、45%から50%の間で上下するという、乱高下というお言葉でしたけれども、余り乱高下することなく、全く一律で行くということはありませんので、その起伏の幅を45%から50%の中におさめるようにしていく。

そのために、財政調整基金をうまく活用して、分担金が余り増えたり、減ったりして、各年度、各区の財政に大きな影響を与えないようにということで、この幅の中でやっていこうというのが、私どもの目安でございます。

○太田雅久委員 是非、数字が決まっているようですが、場面によっては、その中で柔軟に扱っていただきたいと要望しておきます。

それから、これは、ページ数がないのですが、いろいろ財務委員会でもありましたが、ごみ量が大変減ってきたというところでのお話が出ていますが、平成元年から推移すると、おおむね平成元年比と、今、26年度調査だけど、56%ぐらいになっているということではありますが、そのごみ量に対して、その清掃工場の今のあり方というのは、どうお考えか。そこ

をお聞きしたいと思います。

○浅川勝男企画室長 今、お尋ねの清掃工場の能力の件でございますけれども、私ども、一定の今後のごみ量の予測というものをしております、今、お話にありましたように、これまでごみ量がずっと漸減傾向で来てございました。

ただ、ここ近年、横ばい状態になりつつあるということでございますけれども、そういったごみ量の傾向を将来の予測をした上で、清掃工場の必要な焼却能力というものを定めて、それを担保するように清掃事業が安定的にできるように、清掃工場の建設計画、整備計画をつくっております。

現在の私どもの整備計画の考え方は、基本的に今、既存の清掃工場を建て替えていくということで、これまで整備を進めてまいりました。

ただ、そのことにつきましては、一般廃棄物処理基本計画というものをつくっております、これをおおむね5年ごとに一遍改定をする形で計画をつくっております。現在の一般廃棄物処理基本計画は、27年の2月、ちょうど1年前に策定をしたものとなっております。

これまで、既存の工場を建て替えるということで進めてまいりましたけれども、実は、清掃工場を一気に建て替えた時期がございまして、それが、おおむね25年から30年で寿命と私どもは考えてございますけれども、その建替えを一気に迎える時期が参りますので、それをそのままの年数で建て替えますと処理能力が足りなくなってしまうものですから、今回の基本計画の中におきましては、建て替えるものと、それから、一部延命化と称しておりますけれども、部分的に設備の更新をして、工場の寿命を延ばすという形の手法も取り入れながら、清掃工場の安定的な焼却能力を確保していこうということで考えているところでございます。

それで、トータルの焼却能力につきましては、現在の焼却能力を担保する形で安定的に事業を進めていきたいということで、基本的には計画をつくっております。

以上でございます。

○太田雅久委員 想像するには、これからごみ量は、だんだんと減ってくるだろうということが想像できる訳ですが、そういう対応をした工場の在り方、延命化もそう、あるいは改修工事も毎年、毎年行っておりますけれども、その経費を掛ける、そのごみ量が減しているところで、あれだけの経費を掛け

て工場を維持していくことが、どこまで必要なのかなというのを一度しっかりとした、5年サイクルでいろいろ考えるとおっしゃいましたが、そういうこともしっかり今後の対策として考えていくべきではないかと思っ
ているのですが、合わせて総括としていかがでしょうか。

○浅川勝男企画室長 私ども、清掃事業の安定的に稼働、安定操業というものを第一に考えてございますけれども、能力をむやみに大きくとろうとは考えて
ございません。今、委員がお話のとおり、私どもとしても経費を最大限効率的に効果的に使った形でやっていくべきだと考えてございます。

ただ、先ほど、お話をさせていただきましたとおり、ごみ量の削減傾向が、ここへ来て横ばいになってございます。

したがって、清掃工場の建設には約9年から10年、長い時間が掛かりますので、長期的な視点を持って整備をしていかないと、能力が足りないということになっても困りますので、そういったところを勘案しながら、清掃工場の建替えにつきましては、平準化を図り、また、延命化を導入する
ような形で、経費の削減にも努力しながらやってまいりたいと考えてございます。よろしく願いいたします。

○太田雅久委員 今現在ある工場ですぐとめろということではありませんが、そういうこともいろいろ考えながら、これから推進いただきたいと思っています。

話が前後しましたが、管理者からお話がありましたが、先日は、いろいろとお話を伺いさせていただきました。本当にありがとうございました。

それで、改めて予算化するほどではないということでは申し上げましたが、いろいろ御意見、あるいは、状況を調べるためのそういう一つのアイテムとして、監査、うちも委員の監査がありますが、そのほかに内外の評価を是非やってほしいということ
を申し上げておりましたが、実は、先日、我々の清掃部がお邪魔していろいろ話を聞きますと、外部評価ということではないのですが、施設の建設の積算根拠について、NPO法人にも委託して、そういう知識を活用しているという現状もやっているという話
なのです。

ですから、もう全て外部を入れていないという状況ではなくて、そういう手法も使っているということなのですが、それについてちょっとお話を聞かせていただけますか。

○林 英彦監査事務局長 監査事務局でございます。NPO法人の活用につきまして

は、技術士という国家資格をお持ちの方に業務委託という形で技術調査をお願いしております。それで、技術調査の中身につきましては、主に技術士の専門分野でございますので、建築とか、あとプラントとか、そういった中に積算ということもお願いしてございまして、その積算のやり方につきましては、例えば、書類の中で数値については、東京都の基準、並びに国等の基準と比較して、この金額がどういう形で算出されているか、そういったところも見てもらいまして、報告書を上げていただいているところでございます。

内容につきましては、以上でございます。

○太田雅久委員 本当に細部にわたっていろいろな事業があるから、全てではないのですが、今までこうやっていろいろ話している中でありますから、そういったこともやっていますよという情報も是非出してほしいですよ。

そういうことで、外部を使いながら、今、こうやっているということでもありますので、そういう手法をもう少しいろいろな分野でも使っていただいて、効率いい清掃事業をしていっていただきたいと、最後に申し上げて終わります。

○やまだ加奈子委員長 ほかにございますか。

○齋藤泰紀委員 多少関連してお伺いさせていただきます。荒川区の齋藤と申しますけれども。

太田委員の質問の当初のことで、ごみ焼却場、工場のことなのですけれども、処理の基本計画が5年ごとの見直しということで、延命化を図るといふ施設、工場も予定をしている。本来ですと、25年から30年間で耐用年数であろうというところのものを40年程度まで延命化ができないかということで、具体的に、これまで延命化を図るための工事をした工場と、今年度、来年度想定をしているところというのは、どことどこ幾つぐらいありますか。

○南 洋介延命化担当課長 清掃一組としましては、これまで延命化という手法を使って清掃工場の寿命を延ばした工場はございません。

来年、再来年はどういう状況かと申しますと、最初に延命化を行うのは、平成30年、31年に有明工場で延命化工事を行う予定にしております。

それで、工事は、30年から始まりますが、そういった機械等を発注いたしますので、29年度の契約と考えております。

ですので、来年のこの場で有明清掃工場の工事については、御審議いただくということになるかと思っております。

また、その先になります、港清掃工場の延命化も平成32年から予定しておりますけれども、この劣化状況の調査なども、来年度、予算を要求しまして実施していきたいと考えております。

以上です。

○齋藤泰紀委員 基本計画そのものが41年までという想定、予定になっているはずなのですが、有明、千歳、新江東、港をとりあえずそういう順番の予定なのだろうと思っておりますけれども、それで、一つの例えば、有明の規模によって延命化の工事の費用というのは違うのだろうと思っておりますけれども、一番初めに予定をされている有明で言うと、どの程度の金額が掛かってくるのですか。

○南 洋介延命化担当課長 一般廃棄物処理基本計画において、おおよその金額を出しておりますけれども、その中では、大体、建設費の2割程度と考えております。

それで、有明工場につきましては、42.5億円ということを一一般廃棄物処理基本計画の段階では、設定しております。

以上です。

○齋藤泰紀委員 そうすると、30年頃に工事をして、それをまた、検証するのにも、そのどの程度事実上、10年から15年間の延命の予定、想定が、検証した結果、どの程度それが本当に延命できるのかどうかというのは、しばらくの間、分からないということになるのですかね。

それで、当たり前のことですが、今申し上げた、とりあえず当面は四つで、建替えが江戸川から北、豊島までと、とりあえず4カ所と、規模によって建替えをするということになりますと、一つ400億円前後掛かってくるということなのだと思うのですが、延命化で、例えば、そのくらいの2割程度ということで本当に済んでいて、10年、15年の延命ができるということになれば、想定どおり行けばいいと思うのですが、多少の不安があるというのが、実は、そうではなくて、そこまでの延命ができなかったということになりますと、ごみ量の減少というのがどの程度あるかどうかということも、当然その時点で考えなければいけないのだろうと思いつつも、新たにつくらなければならないということになってくると、

平準化をしながらつくっていったとしても、それが財政負担ということで、先ほど来、議論のあるそれぞれの区の分担金というのが、どういう形で増えていく可能性があるやなしや、それが基金等で、若しくは、起債等でその時点で可能になってくるかどうかというのは、その時点になってみないと分からないということはあるかと思えますけれども、こういうことがそれなりに、私どもにお示しがいただける時期というのは、おおよそ平成何年くらいになりますか。

○南 洋介延命化担当課長 委員のおっしゃるとおり、どこの自治体も、今、まさに延命化工事をやっておりますが、検証できたという自治体は、今のところございません。

ですので、いつ頃になれば分かるかということでございますけれども、私どもが持っている光が丘清掃工場というものは、しゅん工から32年もったというような実績もございますので、平成30の後半になれば、もつ、もたないというのははっきりするのではないかと考えております。

○大久保一成総務部長 補足をさせていただきます。

先ほど申し上げました経営計画は、昨年、2月に改訂しましたけれども、平成32年度まで視野に入れております。

それで、今回、改訂をしたのですけれども、改訂前とスパンは同じです。平成32年度まででございますが、新たに加えたものとして、ただいまのこれから延命化を実施していくと。工場の延命化を実施していくということも含めて、財政の見通しも立てております。

そこで、延命化のメリットは、焼却量を今まで清掃局の時代に全量焼却ということで、江戸川清掃工場ができたことで全量焼却が達成されましたけれども、それは、とにかく清掃工場をつくっていこうということで、一生懸命やってきた。

ところが、その結果、清掃工場ができた年次が山になっているわけです。固まっているのです。それを同じように年期が来たからと、寿命が来たからといって、同じように建て替えたのでは、また、山ができる結果になるということで、今回、延命化という手法を取り入れて、平準化していこうと。平準化すると、焼却量も平準化されます。

それから、建替えのための経費も平準化されますということで、幾つかのメリットがございますので、そういうことで、経営計画の中でも、財政

計画の中に延命化を含んだ計画を立てて、先ほど、太田委員からの御質問にも御説明いたしました。

そこで、平成32年度までの計画でございますので、その末が近づきましたら、また、次の経営計画ということになるかと思えます。

そういう中で、延命化も進んでおりましたし、更に、32年度以降の財政見通しも立ちますでしょうから、そこで、改めて32年度以降の財政計画も含めて、お示しができるものと考えております。

○やまだ加奈子委員長 ほかに質疑、御意見はございませんか。

(なし)

○やまだ加奈子委員長 質疑、意見がないようですので、質疑、意見を終わります。

これより採決に入ります。採決は、議案ごとに挙手により行います。

初めに、議案第2号、平成28年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計予算を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

○やまだ加奈子委員長 全員賛成と認めます。よって、議案第2号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第3号、平成28年度東京二十三区清掃一部事務組合経費分担金についてを原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

○やまだ加奈子委員長 全員賛成と認めます。よって、議案第3号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、委員長の報告についてお諮りいたします。

本特別委員会は、全議員で構成しておりますので、委員長の報告は省略したいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○やまだ加奈子委員長 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

以上をもちまして、本日の議題は全て終了いたしました。

この際、何か御発言はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○やまだ加奈子委員長 御発言がないようですので、これをもって予算特別委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

閉 会（午後 3 時 4 8 分）
